

平成30年度事業計画書

自 平成30年 7月 1日

至 平成31年 6月 30日

1. はじめに

昭和60年の本協会の設立から33年、平成24年7月に秋田県認定公益社団法人に移行して6年になります。

昨年度から「災害発生時における復興支援に関する協定書に基づく支援事業」を公益目的事業に追加すべく手続を進めて参りました。

この事業を含め本協会の公益目的事業である「土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人が協働し、国民の不動産に関する権利の明確化と相隣関係の安定を推進する事業」が発展するよう努力します。

2. 協会の運営について

遵法精神を持ち、公益法人関連三法及び関係法規を遵守します。

定款・役員報酬に関する規則・監事報酬に関する規則・事業計画書・予算書・事業報告書・貸借対照表等の決算報告書・社員名簿を公開します。

適切な契約手続きを行い、業務受託の安定を図ることにより、財政的に健全な協会運営を目指すとともに、個人情報漏えいがないように適切な管理を行ってまいります。

土地家屋調査士会の新入会員に本協会の設立の趣旨を説明し、社員数の増加を促進していきます。

法律の改正や業務内容の変化に対応し、必要があれば規則等の見直しを検討します。

3. 公益目的事業について

社員一同公益目的事業であるとの認識を持ちながら業務を遂行し、受託業務の契約内容を遵守して業務を完了させます。

土地家屋調査士としての品位を保持し、公正な立場で誠実に業務を行います。

土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人が協働し、国民の不動産に関する権利の明確化と相隣関係の安定を推進します。

【公1-1 公共嘱託登記に係る受託事業】

公共事業や官公署等の所有地の有効利用等の事業促進のために、公共嘱託登記業務を適切に処理します。

また、自然災害等の被災地方自治体に対し地方税法第381条に関する不動産の表示に関する登記（固定資産課税台帳の登録事項）につき、概ね激甚災害法にて指定を受けた範囲においてその申出、関連する調査測量を本協会に対応できる限り受託し、登記事務支援活動（地方税法にも援用される）を行なうこととしております。

そのため、他の公共嘱託登記土地家屋調査士協会と災害支援協定を結び、当該地域の協会、社員が被災し地方自治体に対し行う災害支援活動に支障が生じる時には財政的支援、物的支援、人的支援が迅速に行えるように準備してまいります。

【公1-2 法務局備え付けとなる地図の作成受託事業】

12年間継続受注して参りました秋田地方法務局発注の不動産登記法第14条地図作成作業は、昨年度実施した基準点設置作業に引き続き秋田市土崎港中央六丁目、将軍野南一丁目、将軍野南二丁目の境界確認・地図作成作業を実施いたします。一部に傾斜のある難易度の高い地域ではありますが、地図を作成し、不動産の権利の明確化に貢献します。

【公1-3 公共嘱託登記事務及び調査測量並びに地図に関する相談事業】

公共嘱託登記事務及び調査測量並びに地図に関する相談は随時無料で実施いたします。

【公1-4 公共嘱託登記事務及び調査測量並びに地図に関する研修事業】

本年度も外部講師による研修会を実施します。官公署等の職員とともに知識を修得し、社員及び協会の公益法人としての熟度を高めてまいります。

また、研修会に役員を派遣し、ホームページ等で社員に伝達することにより、資質の向上を図ります。

【公1-5 (予定) 災害発生時における復興支援に関する協定書に基づく支援事業】

秋田県との災害発生時における復興支援に関する協定書による「不動産登記及び境界問題等の相談業務」と「市町村が実施する住家の被害認定調査業務」が本年度から公益目的事業として稼働する予定です。災害時の罹災証明書発行の迅速化並びに不動産登記及び境界問題等の相談に資するためであります。罹災証明書の発行につきましては、市町村職員の現地調査の補助業務を行います。

秋田県及び秋田県土地家屋調査士会との連絡体制の構築を検討します。

秋田県の開催する住家の被害認定業務等に係る研修会に参加し業務の内容を確認し、災害時に備えます。

以上、事業計画書といたします。